

決算特別委員会会議記録

決算特別委員長 木付 親次

1 日 時

令和3年10月25日（月） 午前10時00分から
午前10時21分まで

2 場 所

第3委員会室

3 出席した委員の氏名

木付親次、井上伸史、吉竹悟、今吉次郎、太田正美、後藤慎太郎、鴛海豊、
古手川正治、麻生栄作、成迫健児、高橋肇、羽野武男、二ノ宮健治、守永信幸、
原田孝司、小嶋秀行、吉村哲彦、戸高賢史、堤栄三、荒金信生

4 欠席した委員の氏名

大友栄二

5 出席した委員外議員の氏名

な し

6 出席した執行部関係者の職・氏名

な し

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

決算審査報告書の検討を行った。

9 その他必要な事項

な し

10 担当書記

議事課委員会班 主任 麻生由香里
議事課委員会班 課長補佐（総括） 富高德己

決算特別委員会次第

日時：令和3年10月25日（月）10：00～

場所：第3委員会室

1 開 会

2 決算審査報告書検討

3 その他

4 閉 会

会議の概要及び結果

木付委員長 おはようございます。委員の皆さまには何かとお忙しい中、決算特別委員会に出席いただき、ありがとうございます。

ただいまから、本日の委員会を開きます。

大友副委員長が遅れています。

本日は、委員会審査報告書の検討を行います。

去る11日に部局別審査が終了した際、委員会審査報告書の案の作成について、私に御一任いただいたので、大友副委員長と協議の上、審査報告書案を作成しました。

お手元の決算特別委員会審査報告書案と、A3の質疑・要望とりまとめ一覧表を御覧ください。

質疑・要望とりまとめ一覧表は、報告書案を検討する際の参考として、皆さんからの質疑・御要望などをまとめたものです。審査報告書案の作成にあたって、特に改善あるいは今後検討を求める事項について、委員会運営要領の決算審査の方針に沿って、盛り込んだところです。

それでは、審査報告書案の内容について、事務局に説明させます。

〔事務局説明〕

木付委員長 以上で審査報告書案の説明は終わりました。

この案について、御意見等はありませんか。

堤委員 6ページの大分空港海上アクセス整備事業についてですが、これは経営管理が非常に大事だと思うんですね。

上下分離方式で、経営の安定化を図っていくのが、基本的な協定、契約書の中身ということで、これを見ると協議を重ねていくよと。それで、必要な資料のことまで留意しながらという程度ではなくて、経営実態もね、逐次チェック、確認、協議していくと言うか、そういうのを入れた方がいいのではないかなと思います。

木付委員長 堤委員の御意見について、ほかの委員の皆さんの御意見はありませんか。

守永委員 堤委員の御意見に重ねる形になるか

と思うんですが、この文面を見るとこの交通事業者やという言葉の中に、地域交通全体——バスを含めたものだと思うんですが、その辺の受け止め方が、議論を踏まえずに見た方には伝わりにくいのではないかなと。

それをもう少し分かりやすく伝わるように、表現していただきたいと思います。

木付委員長 例えば私案があればお願いします。

守永委員 今いい言葉が思い付きませんが、地域交通全体を見ての交通事業者というような、交通事業者に少し表現をかぶせていただければと思います。

木付委員長 ほかにありませんか。

堤委員と守永委員から御提言がありましたが、これについて皆さまいかがでしょうか。御異議はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 御異議がないので、ただいまの意見を審査報告に反映させる方向で調整します。

麻生委員 個別事項に関して、②の指定管理施設の検証について、あるいは③の大分空港海上アクセス整備事業についてもそうですが、今回決算審査なので、全ての指定管理者との契約書、あるいは委託業者との契約書など、いろんな契約書の公表と言うか、公表の在り方について、もう少しオープンにしていく必要があるかと思うので、その点を別項目を作成してでも10番目に、——契約書の公表についてとあげただけだと、さらに議会としてのチェック機能が高まるのではないかと思い、意見として申し上げます。

木付委員長 麻生委員から意見がありましたが、ほかにこの件に関して御意見はありませんか。

事務局は、契約書の公表について何かありませんか。

富高課長補佐 それぞれ個別のいろいろな案件があるので、それぞれの重要性に鑑みて、どこまで公表しているのかは、執行部に確認してな

いので今の段階では言えないんですが、このアクセス事業についても、必要に応じて執行部において、大分県のホームページ等で公表しているかと思います。

麻生委員 今回の議会としてのチェック機能という部分も含めて、やっぱり契約書の中身を精査する機会がないんですね。

本来であれば、契約書案の段階で当然契約書の中身について、議会に報告があつて、それについて参考人を招致して、専門家も含めて、深掘り審議をした上で——我々が判断できる情報提供という意味では、はっきりと言って執行部の言いなりになっているのが現実ですから、議会のチェック機能、監視機能を高めるためにはこれは不可欠だと私は思うので、そこは明確に、表現していく必要があるかと思ひ、意見として申し上げておきます。以上です。

木付委員長 麻生委員から意見がありました、委員の皆さま、麻生委員の意見を、審査報告に反映させる方向で検討することに御異議はありませんか。

守永委員 1点いいですか。

基本的に、こういう書類は公表されるべきだろうという意見は賛成です。

ただ、途中経過のものについて、議員が審議すべきことに対して、きちんと情報提供する。県民の皆さん一般に、全ての方に公表というスタンスではなくて、議会としてのチェック機能を果たす上での提示という捉え方が適切なのかなど。

その議論の中で、普通に公表してしまうのはまずいよね、という部分もあろうかと思うので、その辺を少し、分かりやすく書かないと、誤解が生じる可能性があるのかなとは思ひ、そこを注意して進めればよいのではないかなと思ひます。

木付委員長 守永委員の意見は、県民全体ではなく議会に対しての契約書の開示を求める、ということよろしいでしょうか。

麻生委員 情報公開条例もありますが、審議の段階で秘密会とか、議会の運営上のいろんな方法があるわけですから、それを踏まえての発言

だと御理解いただければと思います。

あとは委員長、事務局に一任します。

小嶋委員 公開することはいいことだと思うし、麻生委員が言われたように、情報公開条例もありますしね。

契約書一般で言えば、どの範囲まで、どのような形で、どの段階で提示するかは、まだいろいろ議論していく必要があるのではないかと思うのと、ここは決算に関する内容なので、契約書の提示について、明確に今の段階ですることは、どうなのかなと疑問はあります。

古手川委員 麻生委員の趣旨も十分に理解できます。ただ小嶋委員が言うように、現状を精査した中で、委員長に検討いただいて、結論という形でいかかでしょう。

木付委員長 検討はするんですが、どういう文言にするかは、もうこれが最後ですから。今の契約書のことについて、審査報告書に入れるのは、異議がないということですか。

それとも異議があるということですか。

戸高委員 さきほど議会でどこまでやるかという話があったと思うんですが、情報公開は議論する上でいいと思うんですけど。

通常の監査とか、会計監査又は、行政監査の役割や、すみ分けをした際に、一律にそういつてするものなのか、事前の監査チェック機能でチェックしているのであれば、余りこの場でオープンにするのもどうかなというのもあるので、すみ分けを明確に提示できれば、いいのかなと。

木付委員長 ほかに御意見ありませんか。そろそろ取りまとめをしたいと思ひますが。

全会一致で異議がないということでもいいんでしょうか。異議がある人がいらっしやれば、多数決になります。（「疑問がある」と言う者あり）私としては、新しく項目を設けるのはやめておきます。

②と③の項目について、個別に情報公開の件を書かないといけないのかなと。

いかがでしょうか。

原田委員 よく分かるし、基本的には公開すべきだなと思ひます。

どの段階でするかによって、また内容によっ

て、また事業を進めるにあたって、問題が起こる可能性があるものについては、麻生委員は秘密会をという言い方をされたけど、そういったことについては、個別に、事業内容によって違ってくるのかなと思いますから。

基本的には、審議の時にはそういったことも含めて、審議対象にするのは賛成です。

書き方については、委員長に一任していいのではと思います。以上です。

木付委員長 ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 それでは、今の御意見を踏まえながら、書きぶりはこちらにお任せいただきたいと思います。

ほかにありませんか。

堤委員 ⑥の先端技術の活用について、この文言は別に問題ないんだけど、個人情報の保護等も明確にしながら。個人情報の保護は、今大事な中身になっているので、その文言が入った方がいいんじゃないかと思ったので提案です。

木付委員長 ただいま堤委員から個人情報に留意しながらという御意見をいただきました。

ほかに⑥について御意見ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 これを審査報告に反映させる方向で検討することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

木付委員長 それでは、これを文言に入れることにします。

ほかに御意見ありませんか。

井上委員 5ページの主要な施策の成果について、コロナ感染症の影響における評価調書の作成においては、実績を分かりやすく表記するなど工夫するとともに、というのはどう工夫するかは、来年の調書を見ればわかるね。ちゃんとこうしたことが、分かればいいんだけど、ただ言葉だけで終わったら困ると思うんだよね。その辺のところをもうちょっと、考えて書いて、ピシッと分かりやすいようにしていただきたいと思うんだよね。

木付委員長 井上委員からの御意見ありました

が、ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 それではほかにないようですので、審査報告書の文面については、全体構成や個別事業の内容あるいは法令などの再確認が必要な場合もあるかと思うので、委員長に御一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

木付委員長 それではそのようにし、今後、副委員長と協議の上、次回の委員会の準備を進めます。

また、次回の委員会は、11月4日木曜日の午前11時から、本会議場で開きます。

次回の委員会では、執行部の出席を求め、付託された案件の採決を行った後、審査報告書についてお諮りするのでもよろしくお願ひします。

なお、決定後の審査報告書と質疑・要望とりまとめ一覧表は、第4回定例会での決算認定後、県議会ホームページで公開するので、御承知おきください。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 ほかにないようですので、以上をもって、本日の委員会を終わります。

お疲れさまでした。